

政府系金融機関の抜本的改革に向けて

全国銀行協会 杉本俊紀

1. 政府系金融機関の問題点

- (1) 財政構造改革との関係
- (2) 金融改革との関係

2. 望ましい改革の方向

- (1) 基本的考え方
 - 政策目的の抜本的・不断の見直し
 - 金融・資本市場の再活性化に資すること
- (2) 具体的施策
 - ガバナンスの強化
 - コスト・ベネフィットの計量・評価の強化等

3. 個別金融機関の改革の望ましい方向性と特殊法人整理合理化計画

- (1) 住宅金融公庫
 - 組織形態：5年以内に廃止
 - 新規直接融資からの撤退→融資業務は段階的に縮小する、民間が円滑に業務を行っているかを勘案して、下記独立行政法人設置の際、決定
 - 民間住宅ローン債権の証券化の補完→証券化支援業務を行う新たな独立行政法人の設立
- (2) 日本政策投資銀行・国際協力銀行
 - 直接融資からの撤退→融資対象事業を縮減し、プロ・ファイ等に特化
 - 民間金融機関の貸出等への保証等に特化
 - 保証機能の改善→保証機能を活用し、リスクの高い業務に特化
- (3) 中小企業金融公庫・国民生活金融公庫・商工組合中央金庫
 - 当面、中小企業金融分野での政府系金融機関の役割は残る
 - 貸出の重点化・圧縮→貸付の規模の縮減
 - 重複する貸出対象・業務の整理
- (4) 住宅公庫以外の組織形態
 - 対象分野、規模、組織を見直す。2002年初に検討を開始し、内閣としてできるだけ早期に結論を得る。